

有害廃棄物運搬・処分業務 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が保管している有害廃棄物を受注者が運搬・処分を行うことを目的とする。

2. 委託業務の名称

有害廃棄物運搬・処分業務（単価契約）

3. 委託業務の箇所

銚子市野尻町1678番地の1 東総地区クリーンセンターほか

4. 委託業務の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 搬出場所

銚子市野尻町1678番地の1 東総地区クリーンセンター

6. 有害廃棄物の種類

(1) 廃蛍光管

未破碎の直管、丸管、異形管、ボール管及び水銀体温計・水銀血圧計を指す。

(2) 廃乾電池

アルカリ、マンガン電池等を指す。

7. 予定数量

(1) 廃蛍光管運搬・処分 8,000 kg

(2) 廃乾電池運搬・処分 21,000 kg

なお、予定数量はあくまで目安であるため、増減する場合がある。

8. 契約方法

契約の相手方は総合計金額で決定するが、契約は品目ごとの単価で締結する。

9. 提出書類

- (1) 監督庁が交付する廃棄物の処理に関する許可証（写し）・・・ 1 部
- (2) 運搬経路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
- (3) 資源化または処理が分かる書類もしくはフロー図・・・・・・ 2 部

10. 保管容器の仕様

- (1) 鋼製ドラム 200 リットル一般缶
- (2) 屋外保管、積載、荷卸し及び運搬等に耐えうる状態のもの。
- (3) 組合が不適切と認める危険物等の保管に使用していた容器は使用不可とする。
- (4) 廃乾電池の保管容器は、雨水等が浸入しない蓋付とする。

11. 保管容器の取り扱い

- (1) 受注者は、契約締結後 20 日以内に空の保管容器（20 缶）を搬出場所へ搬入する。
- (2) 受注者は、搬出時に搬出する保管容器の本数と同数の空の保管容器を搬出場所へ搬入する。
- (3) 上記の費用（保管容器の用意も含む）は、受注者の負担とする。

12. 廃蛍光管中間処理後の運搬

廃蛍光管は中間処理後、保管容器に密封し、東総地区クリーンセンター内の保管場所に運搬すること。なお、保管容器は受注者が用意すること。

13. 費用負担

本業務に使用する運搬車両代、機材費及び燃料費については、すべて受注者の負担とする。ただし、廃蛍光管の中間処理により発生した残渣については、東総地区クリーンセンターへ搬入し処理することができる。なお、その際の処理手数料については無料とする。

14. 搬出方法

- (1) 組合は、有害廃棄物の搬出量を見越して、受注者に連絡し、収集日時を事前調整するものとする。なお、搬出時間は原則として、月曜から土曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。
- (2) 組合の指示に従い、特定計量器は計量法第 19 条第 1 項に定める検査に合格したものを使用する。

15. 搬出作業等

- (1) 東総地区クリーンセンターにおける搬出時の運搬車両への積み込み及び搬入時の運搬車両からの積み下ろしは、組合がフォークリフト等により行う。
- (2) 保管場所から処理施設まで運搬を行う際には、有害廃棄物が飛散しないように措置を講じること。

16. 安全管理

- (1) 受注者は、周囲に十分注意を払い、安全に作業を行うものとする。
- (2) 受注者は、組合及び第三者の施設もしくは車両等に損害または被害を与えた場合には、受注者の責任と負担において現状復旧または賠償するものとする。

17. 委託料の支払い

受注者は、搬出月毎に実績報告書を提出するものとする。実績報告書について組合の確認が得られたときは、契約単価に当該実績数量を乗じて算出した金額を委託料として請求することができる。なお、委託料の請求にあたり円未満の端数は切り捨てるものとする。

組合は、受注者から委託料の請求を受けた日から30日以内に当該金額を支払うものとする。

18. その他

- (1) 受注者は、本業務を履行するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、公害対策基本法等の関係法令等を遵守し、その責務はすべて受注者が負うものとする。
- (2) 受注者は、本業務を履行するにあたり、有害廃棄物の処理、処分、保管、積み込み及び運搬等業務の一部を他の業者に履行させる際には、組合に対して履行体制を書面で提出するものとする。なお、本業務の一部を履行する業者は、業務を履行するにあたり、組合と覚書等を締結するものとし、その際、受注者がその手続きを総括するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書の条項について疑義が生じた場合は、組合と受注者が協議して定めるものとする。